

(ウ) 最大支間長が25m以上の工事。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、構成員のうちの1社が平成17年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成17年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記(エ)及び(オ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(エ)及び(オ)は、同一工事の施工実績を有すること。

(エ) 道路橋（A活荷重又はTL-20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(オ) 橋梁形式が、単純桁橋を除く鋼橋の製作・架設工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は下記(b)の同種工事の経験は必要としない。

また、本入札公告において申請できる架設据付現場の配置予定技術者は、1名とする。上記1の工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも、架設据付現場の配置予定技術者は1名のみとし、2名以上申請した場合は、欠格とする。

(a) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b) 平成17年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記(4)(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、上記(4)(ア)から(ウ)までは、同一工事の経験を有すること。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常JVにあっては、構成員のうちの1社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

(6) 本工事に経常JVとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。ただし、参加を希望する工事のみを対象とする。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。

(11) 入札参加希望者の代表者又は代理権のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること（ただし、電子媒体（CD-R等）を下記4(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。）。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(13) 本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合は、希望する工事ごとに申請書を提出すること。さらに資料は、参加を希望するいずれか1件の工事に添付すればよいが、資料を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を資料に代えて添付すること。

なお、複数の工事に資料を添付した場合は、欠格とする（詳細は入札説明書による。）。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 入札に関する事項

(a) 「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「新技術の実証に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

なお、技術提案にあたっては、上記1に掲げる2件の工事に共通する内容とすること。

(ア) 桁橋の桁端部・支点部における耐久性に着目した工場製作時の品質確保・向上における工夫とその効果

(イ) 鋼橋付属物の製作・設置時における、ICT等を活用した省人化・省力化手法

(b) 「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ア) 施工体制確保の確実性

(イ) 品質確保の実効性